

本訴 平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件
 反訴 平成27年(ワ)第25495号 損害賠償請求事件
 本訴原告(反訴被告) 阿 部 宣 男
 本訴被告(反訴原告) 松 崎 参

証拠説明書(9)

2016(平成28)年9月16日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 阿 部 哲

弁護士 平 松 真 二 郎

弁護士 湯 山 花 苗



乙号証	証拠の標目	作成者	作成日		立証趣旨
乙第30号証	決算調査特別委員会 議事録	板橋区	2010.10.29	写し	区議会においても、ホテル館でのハチ飼育が許容されていたわけではないこと、とりわけ、2010年10月29日の決算調査特別委員会では自民党の菊田順一議員が、ホテル館でのクロマルハナバチ飼育をきびしく批判していること。
乙第31号証	本人調書(事件番号:平成26年(行ウ)第256号)	裁判所書記官 供述者: 原告(反訴被告)	2016.5.16	写し	懲戒免職取消請求裁判において原告(反訴被告)が述べた内容から、ハチ研究が公務でなかったことを原告自らが認識していたこと、及び、クロマルハナバチのフェロモンの言及に際し、効果をもたらす原因物質について「フェロモン」と言ったり「抗菌物質」と

					言ったりして、用語の統一すらできていないこと
乙第32号証	ホテル生態環境館に関するご質問への回答	環境課長 事務取扱 資源環境 部参事 井上正三	2016.3.30	写 し	大迫部長（当時）が平成24年10月31日の区議会決算特別委員会で「クロマルハナバチにより…経費も削減できました。」との答弁があったとしつつも、「なお、事実確認がなされていたかは不明です」と回答していることから、板橋区において原告の主張する経費削減の効果についての検討はなされておらず、経費削減の因果関係は明らかではないこと。
乙第33号証	能登町ふれあい公社のクロマルハナバチ飼育事業に関する事実確認について（回答）	石川県能登町議会 議長 鍛冶谷 眞一	2016.5.12	写 し	平成23年4月1日能登町ふれあい公社とイノリー企画で締結された「売買契約及び秘密保守契約書」第1条に記載されている「日本在来マルハナバチ類の繁殖供給飼育方法」が特許庁より平成23年6月1日付で「拒絶理由通知書」が出され、同年10月5日に「拒絶査定」を受けていた事実について、能登町議会においては、周知されてなく認識していなかったこと。
乙第34号証	メール	山形大学 教授 横山 潤	2016.4.14	写 し	横山教授のコメントの内容、及び、原告（反訴被告）のクロマルハナバチについての研究内容および方法について、論理的・科学的なものでないこと。
乙第35号証	平成26年第1回定例会 議事録	板橋区	2014.3.7	写 し	区長答弁に先立つ被告の質問内容について
乙第36号証	陳述書 （事件番号：平成26年（行ウ）第256号 乙65号証）	川平和彦	2015.12.1	写 し	能登町との契約について、所管課の上司である川平元係長が、原告に承諾を与えてことを明確に否定していること

乙第37号証	名刺	駒野いづみ		写し	「イノリー企画」は、2014年2月当時、名刺に事務所所在地としてホテル館の住所が記載していたこと
--------	----	-------	--	----	--

以上